

洲本市農地バンク情報（案）

1 農地バンク情報の目的

就農希望者や規模拡大を目指す担い手の農地利用の促進を図るとともに、農地の有効活用と遊休農地の発生防止と解消を図ることにより、本市農業の持続的発展と農村環境の維持保全を目的とした制度です。

2 制度の概要

農地の拡大を希望する方が、農地バンク情報に登録し、耕作・管理できなくなった農地の所有者に対して広く情報提供することで、農地の貸借・売買を促進します。

この制度の利用を希望する方は、下記の手続きにより申請して下さい。

申請書は市ホームページからダウンロードしていただくか、農業委員会の窓口でお渡しいたします。

- ① 農地の受け手（農地を借りたい・買いたい人）は、農業委員会へ**農地バンク情報登録申請書**（様式第1号）提出する。



- ② 農業委員会 **農地バンク情報登録完了通知書**（様式第2号）を申請者に通知



- ③ 洲本市のホームページに**農地バンク情報**を掲載



- ④ 農地の貸し手は、農業委員会へ農地の所在地等を記載した**農地バンク情報申出書**（様式第6号）を提出する。



- ⑤ 農地の受け手と貸し手の連絡先をお伝えした後で、農地の貸し借り又は売買の**詳細について話し合い**をしていただきます。



- ⑥ 農地に関する受け手と貸し手の貸借（売買）の交渉により成立した場合、農地の受け手側から**農地貸借（売買）成立報告書**（様式第7号）を提出



【 問い合わせ先 洲本市農業委員会 】

〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号

電話：0799-24-7628

メール：noui@city.sumoto.lg.jp



【 洲本市農地バンク情報のホームページ 】

(URL) <https://www.city.sumoto.lg.jp/soshiki/38/>